

国税不服審判所長 増田 稔

国税不服審判所の現状について

— 不服申立制度の改正から約一年が経過して

■とき…平成29年10月20日(金)

(敬称略)

I 現状と取組み

公正な第三者的機関として

昭和45年に設立され47年が経過

本日は、昭和45年5月1日に設置され、今年（平成29年）5月で47年が経過した国税不服審判所の現状や取組みについてお話します。

まず国税不服審判所の成り立ちからご説明します。国税不服審判所は、昭和24年のシャウプ勧告に基づき、課税処分に対する異議処理機構として昭和25年に設置された「協議団」を前身とした組織です。

協議団は、納税者の不服に対して税務署等の執行機関とは別の第三者的、客観的立場で公平に審理に当たるといふ、当時の不服審査制度にはなかった全く新し

い考え方を導入したものでした。協議団は昭和25年から45年までの約20年間にわたり、納税者の正当な権利利益の救済を通じて、申告納税制度の定着とその発展に大きく貢献したと評価されています。

そうした肯定的な評価があった一方で、国税局長の下にあって自ら裁決権を有しないため、納税者に納得のいく裁決がされない、国税庁長官の通達に拘束されるといった批判的な意見もありました。そのため新たな異議審理機構について検討が必要とされていきました。

昭和43年、税務当局からの独立や行政の統一性のある運用等の議論を踏まえ、国税不服審判所を設けることを内容とする税制調査会の答申が取りまとめられました。それを受け、昭和45年の国税通則

法改正により、同年5月1日に国税庁の附属機関として「国税不服審判所」が設立されました。

その後、昭和59年の大蔵省設置法等の改正によって、国税不服審判所は国税庁の「特別の機関」となりました。

国の行政組織の中には「特別の機関」としてさまざまなものがあり、国税不服審判所は検察庁、海難審判庁とともに、司法機能と関係する機能もしくは準司法機能又はこれと関係する機能を有するために高度の独立性を有している機関として位置付けられています。

また、国税不服審判所の所掌事務等について規定した国税通則法78条において、国税不服審判所は「国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関とする」と規定されています。

この2つの規定が国税不服審判所の組



◎増田 稔(ますだ・みのる)氏
昭和60年東京大学法学部卒業。62年東京地方裁判所判事補として任官後、平成13年最高裁判所行政局第二課長、15年最高裁判所調査官、21年名古屋地方裁判所部総括判事、24年東京地方裁判所部総括判事等の各要職を歴任後、28年4月国税不服審判所長に就任。

織と役割を定めた、いわば車の両輪ともいえる法律となります。

国税不服審判所は全国を管轄する一つの組織ですが、審査請求人の利便や審査請求の効率的な処理を行うために、全国に12か所の支部が設置されています。これは国税局と同じ地理的管轄になります。また地方に在住する審査請求人の便宜のために7つの支所が設置されており、原則として、各支部・支所では管轄区域内における審査請求の調査・審理を行っています。なお、国税不服審判所の定員は

471名であり、支部の規模に応じた配置をしています。

国税庁長官通達に拘束されずに 裁決できる

審判所の主な権限は3つあります。

1 点目は「裁決権を持っている」ことです。これは前身の協議団との最大の相違点です。裁決権を持つからこそ、審判所は独立性を持った第三者的機関として、原処分が行った処分について責任を持

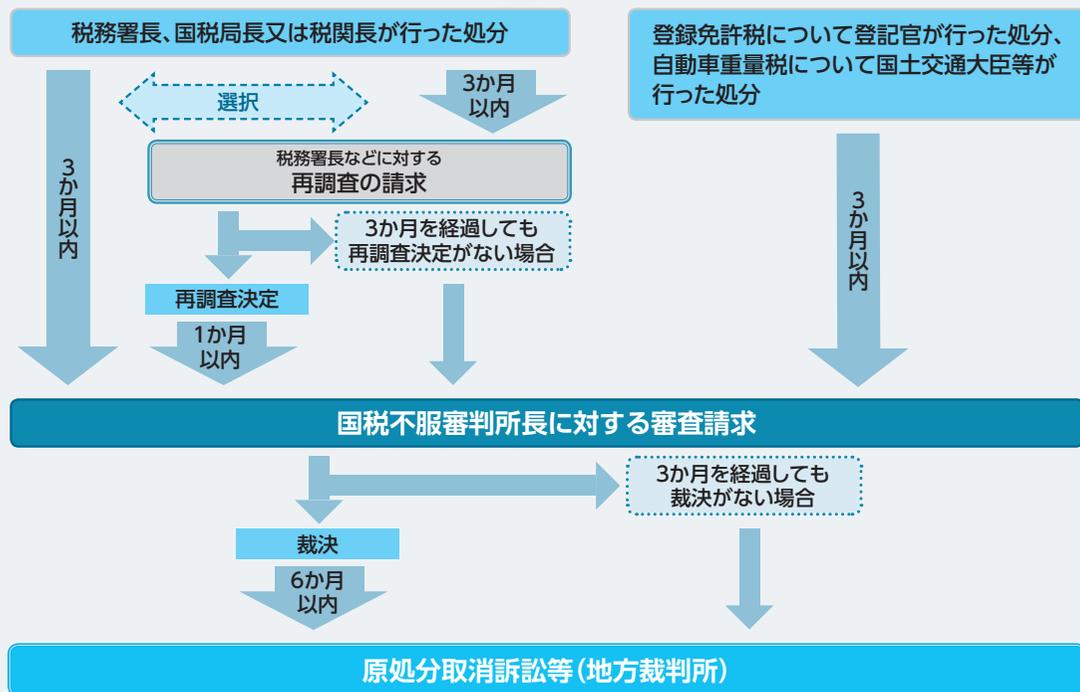
って判断することができます。

2 点目は「国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決ができる」ことです。ただし国税庁長官と、国税庁の特別の機関の長である審判所長が同じ組織にしながら異なる判断をしたのでは、納税者はどちらの判断を参考としてよいか分からず混乱が生じるため、行政の統一性確保の観点から一定の調整が必要となります。この調整は国税通則法99条に定められており、後ほど説明します。

3 点目は「裁決は関係行政庁を拘束する行政部内の最終判断である」ことです。裁決がされると、仮に原処分側がその結論に不満があったとしても、裁決の取消しを求めて裁判所へ出訴することはできません。なお審査請求人は、裁決により不利益に変更されることはありません。続いて、国税に関する不服申立制度の概要についてご説明します(図表1(次頁))。

多くの不服申立事案は税務署長又は国税局長が行った処分に対するものなので、そちらを念頭に置いた説明となりますが、納税者が更正処分や滞納処分等、国税に関する法律に基づく処分を受け、その処

図表 1 国税に関する不服申立制度の概要



分に不服がある場合には、原処分庁である税務署長や国税局長に対する再調査の請求又は国税不服審判所長に対する審査請求を選択して行うことが可能です。直ちに審査請求してもよいし、再調査の請求をしてもよいということです。

なお、再調査の請求又は審査請求ができる期間は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して三か月以内です。

再調査の請求が選択された場合、原処分庁は再調査の請求の対象となつた処分が正しかったかどうかを見直し、その判断を

行い（再調査決定）、納税者に通知します。納税者はその決定に不服があるときには、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。この場合、再調査決定書の送達を受けた日の翌日から起算して一か月以内に行わなければなりません。審判所では審査請求人と原処分庁双方の主張を十分に聞いた上で、調査・審理を経て裁決を行い、裁決書においてその内容を通知します。

裁決を受けた審査請求人がその裁決後の原処分の内容にお不服があるときには、地方裁判所に訴えを提起することができます。その期間は裁決があつたことを知つた日から六か月以内です。

いま申し上げたなかで、昨年4月の国税通則法改正による新しい不服申立制度の下で仕組みが改められている点もあるので、そちらは後ほどご説明します。

中立性・独立性に配慮した 多様性のある人員構成

裁決の種類には次の4つがあります。

①全部取消し

審査請求人が原処分の全部の取消しを求める場合において、その請求の全部を

認められたもの。

② 一部取消し

審査請求人が原処分全部の取消しを求めるとき、又は審査請求人が原処分一部の取消しを求めるとき、その請求の全部又は一部を認められたもの。

③ 棄却

審査請求人が原処分の取消し又は変更を求める場合において、その請求を認めなかったもの。

④ 却下

審査請求が正当な理由なく法定の期間経過後にされた場合や、国税の法律に基づく処分に該当しないものを審査請求の対象とした場合など不適法な審査請求のため、審判所において審理の対象として取り上げなかったもの。

続いて、審判所が中立的、独立的であるために行っている人事面における取り組みを3つご紹介します。

まず1点目として、国税不服審判所長は、財務大臣の承認を得て、国税庁長官が任命することとなっています。任命権者は国税庁長官ですが、国税不服審判所の独立性、第三者性に鑑み、大臣の承認という手続が必要とされています。歴代

の審判所長は昭和45年の国税不服審判所の発足以来、裁判所から裁判官が出身しています。裁決権を国税庁長官から切り離し、それを司法機関（裁判所）からの出身者である審判所長に委ねるといふ制度的な工夫が任用面においてされています。

平成23年度税制改正大綱において、審査請求事件を担当する国税審判官の半数程度を登用することとされたことを受け、現在では、全国の国税審判官約1000名のうち、その半数程度に当たる50名が民間専門家から登用されています。この取り組みは、審査請求事件に多方面からの検討が加わることで、議論が活性化したと高く評価されています。

このように、審判所にはさまざまな出身母体の方が採用され、多様性のある人員構成となっていることが特色です。

**納税者の正当な権利利益の救済を図り
税務行政の適正な運営の確保に資する**

国税不服審判所の使命は次のとおりです。

【国税不服審判所の使命】

税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資すること。

3点目は、民間専門家の登用です。国税審判官の資格要件は法令で定められており、一定の条件を満たす国家公務員のほか、弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授もしくは准教授、裁判官又は検察官の職にあった者で、国税に関する学識経験を有する者とされています。国税審判官は非常に重要なポストであるため、税に関する知識経験を持っている人材でなくてはならないからです。

審判所では平成19年から税理士や弁護士等の民間専門家の登用を始めました。

の職員と共に取り組んでいるところです。使命を実現するための仕組みについては後ほど個別に説明しますが、その前に審判所の独立性と、審査請求事件の一般的な審理の流れについてお話しします。

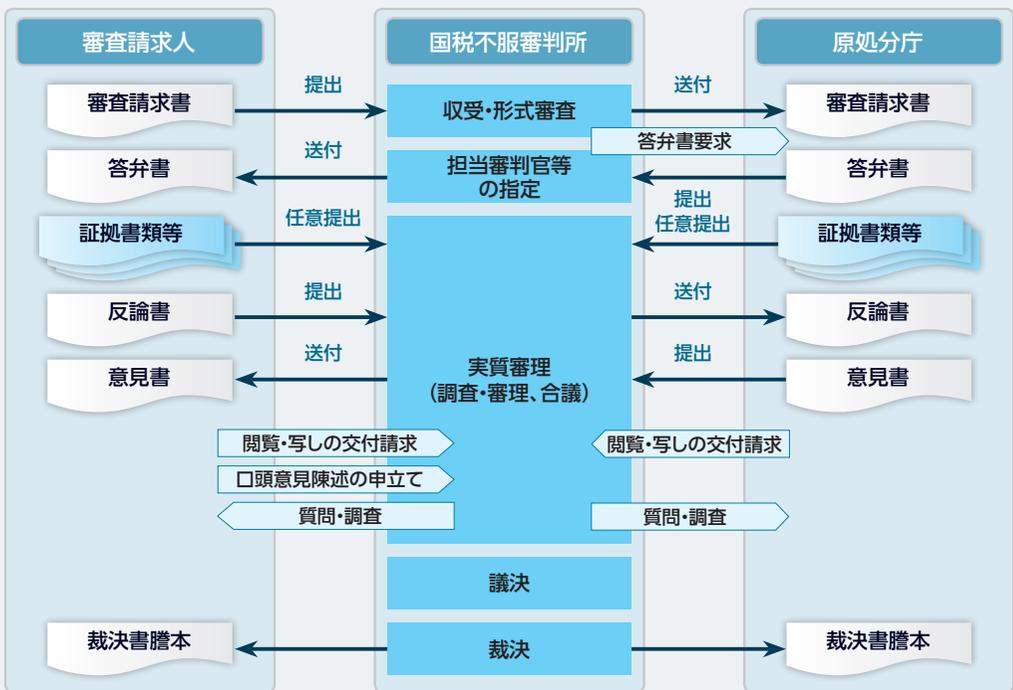
審判所の独立性はさまざまな形で担保されており、1つ目は「審判所自体の国税庁からの独立」です。先ほども申し上げましたが、審判所長が裁決権を持っている点や、国税庁長官の法令解釈にとらわれずに判断ができる点は他の行政不服審査にはない仕組みです。審判所長が財務大臣の承認を得て任命されていること、裁判所、検察庁からの出向者や民間専門家を国税審判官として登用していることも、審判所の独立性を人材面から後押ししています。

2つ目は「合議体の所長からの独立」です。審査請求は審判所長宛てに行われ、これに対して審判所長が裁決をしますが、調査・審理と議決までは合議体に委ねられます。法令においても、調査・審理、議決をする主体の合議体と、裁決をする主体の審判所長が、きちんと分離されています。ただし審判所長の判断は、行政における最終的な判断という観点から統一されていなければならないため、議決

後に一定の調整が入る余地はありません。

3つ目は「国税審判官は互いに独立」していることです。合議体は通常3名の審判官等で構成され、自由な議論を通じて、真実に近づくことが期待されています。合議体の議決は過半数の意見により決することとされ、合議体を構成する審判官等には独立した権能が与えられています。続いて、審査請求の一般的な審理の流れについてご説明します。図表2はその流れを示したものです。審査請求人から審査請求書の提出を受け

図表 2 一般的な審理の流れ



た後、審判所ではそれが法律の規定に従っているかを確認するため、形式的な審査を行います。その結果、審査請求期間を過ぎてされた審査請求等、不適法な審査請求である場合には、審理の対象として取り上げずに却下の裁決をします。

審査の結果、適法な審査請求と認められる場合には、審判所長は原処分庁に対して答弁書の提出を求めるとともに、その審査請求を担当する審判官及び参加審判官2名以上を指定します。その後、原処分庁から答弁書が提出されるとその副本を審査請求人に送付します。答弁書には審査請求人が審査請求書に記載した審査請求の趣旨や理由に対する原処分庁側の主張が記載されているため、審査請求人は原処分庁の主張を知ることができま

す。もし答弁書に対して反論がある場合には、審査請求人は反論書を提出できます。また、原処分庁も審査請求人も、主張書面のほか任意に証拠書類等を提出することができます。さらに、審査請求人は希望をすれば口頭で意見を述べることができ（口頭意見陳述）、その場では、担当審判官の許可を得て原処分庁に対して質問することもできます。

このほか審判所が持っている証拠書類等の閲覧や、その写しの交付請求を行うことができます。担当審判官はこれらの手続を通して明らかとなった審査請求人と原処分庁双方の主張を整理し、必要に応じて争いのある事項（争点）に関して原処分庁や審査請求人等へ質問・調査を行います。

こうした流れにより担当審判官は審査請求の調査・審理を進め、それが終了すると当事者双方に審理手続終結の通知をします。その後、3名以上の審判官等で構成される合議体の議決を経て裁決がされ、裁決書謄本が審査請求人と原処分庁双方に送達されます。

3つの仕組み（公正性・中立性）

国税不服審判所の使命を実現するための仕組みを個別に見ていきます。

1. 3名以上の国税審判官等で構成する合議体の議決に基づき裁決（公正性）

審判所の裁決は担当審判官及び2名以上の参加審判官による合議体の議決に基

づき行われます（国税通則法98条4項）。なお国税審判官等の「等」には、国税審判官に準ずる立場の職であり合議体を構成できる国税副審判官が含まれます。

合議にあたっては、国税審判官等がそれぞれ独立した立場で十分に意見を出し合い、事実関係の確な認定、誤りのない法令の解釈適用に留意しながら審議を尽くした上で議決を行います。

合議体の議決に基づき審判所長が裁決を行います。この手続が審理の公正さ、裁決の適正さの確保につながっていると

いえます。

条文の「合議体の議決に基づき」という記載ですが、他に考えられる表現としては、「議決を経て裁決」あるいは「議決により裁決」なども挙げられます。3つを比較して拘束力が最も強いのは「議決により裁決」であり、最も弱いのが「議決を経て裁決」であると思います。「議決に基づき裁決」は、この中間に位置付けられる表現であると思います。

2. 職権による調査の実施（公正性）

訴訟手続の進行において、相対立する概念として「職権主義」と「当事者主義」があります。職権主義とは、真実発見の

ために審判体が積極的かつ主導的に手続を進めていく考え方です。一方、当事者主義とは、事実の解明や証拠の提出に関する主導権は当事者双方に委ね、審判体は受け身の立場として当事者双方の主張を秤に掛け、その当否を検討するという考え方です。

国税不服審判所では、専門家による簡易迅速な権利救済手続のため、職権主義が採られています。審査請求人の中には税の知識に詳しくなく、法律の分野に不慣れな方もみえます。そのような場合、審査請求人の主張と原処分庁の主張とをそのまま対峙させることは、権利救済機能の趣旨にそぐわないものです。実際は、審査請求人の意図する主張は整理されていないことが多いため、そのような状況を鑑みて正当な権利利益が侵害されているのかどうかを判断するという後見的な役割が審判所には求められていると考えます。そのためには職権主義が適しているということなのです。

また審判所は、国税の実務経験者や民間専門家等、専門性の高い職員が揃った組織ですので、当事者双方の主張・立証だけに基づき、その範囲に限定した審理を行うよりも、行政と民間の専門家の知

識・経験を生かして、審判所自らが調査を行って審理を進めていくほうが、その機能を十分に発揮できるものと考えられます。

ただし実際の手続では当事者主義的な面も重視しており、例えば口頭意見陳述は審査請求人と原処分庁が対峙して行われる対審的な構造となっています。

3. 争点に主眼を置いた調査・審理の実施〈中立性〉

審判所は、納税者の権利救済機関であるため、審査請求人が自己の正当な権利利益を安心して主張できるよう配慮することが要請されています。そのため中立性が強く求められ、審判所が調査・審理を行うに当たっては、審査請求人と原処分庁双方から事実関係や主張を聞き、明らかとなった対立点に主眼を置いて行います（争点主義的運営）。ある事実については審査請求人自身が一番よくご存知でしょうし、原処分庁の範囲において必要な事実は原処分庁が把握しているといえます。そういう観点から、まずは当事者それぞれに主張・立証を委ねることが効率的であり、基本となります。ただしその一方で、審判所が事実を認定するに当

たっては両当事者の主張・立証には制限されません。

審判所は必要に応じて調査を行います。その範囲は、争点と争点に関連した事項の範囲にとどめ、争点外の事項については原則として新たな調査を行わないという運営をしています。

調査の結果によっては、原処分庁に有利に働くこともあれば審査請求人に有利に働くこともあるわけですが、裁決により原処分庁が審査請求人に不利益に変更されることはないということは制度として保障されています。

なお、国税不服審判所の特殊性をより理解していただくために、**図表3**に審査請求制度と裁判制度の違いを概括的に比較して示していますのでご覧いただきたいと思います。

「行政の統一性」を確保するための仕組み

続いて、「行政の統一性確保のための仕組み」について説明いたします。先ほど、審判所長が裁決をするに当たり、国税庁長官の法令解釈通達に拘束されないけれども一定の調整が必要と述べました。

図表 3 国税不服審判所(審査請求)と裁判制度の違い

| | 審査請求 | 民事訴訟(税務訴訟) |
|------------|-----------------------------------|---------------------------|
| 審理の公開 | 全て非公開 (但し、一部の裁決について匿名化してHPで公表) | 対審及び判決は、公開 |
| 証拠開示 | 審理関係人は、閲覧謄写請求可 | 提出された証拠は自動的に相手方に送付される |
| 判断権者 | 「国税不服審判所長」 (裁決に合議体の名前記載なし) | 「裁判所」 (判決に担当裁判官の名前が記載) |
| 審理 | 職権探知主義 (審判官の職権調査権限あり) | 弁論主義 (裁判官の職権調査権限なし) |
| 手数料 | 不要 | 要 |
| 原処分庁の上訴の制限 | 上訴不可 | 制限なし |

国税庁長官と審判所長とで判断が異なり結論が二つあると、税務行政に混乱をきたすため、審判所長が「長官通達と異なる解釈によって裁決をするとき」又は「法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするとき」には、審判所長

はあらかじめ国税庁長官に意見を通知します。

審判所長の意見が審査請求人の主張を認容し、かつ国税庁長官がその審判所長の意見を相当と認める場合には、審判所長の意見に従って裁決することになります。

ますが、その余の場合には、国税審議会に審判所長と国税庁長官が共同して諮問をし、審判所長は国税審議会の議決に基づいて裁決することになります。

昭和45年の審判所設立以来、意見の申し出は9件ありました。そのうち8件が「重要な先例」、1件が「国税庁長官の通達と異なる解釈」です。これらはいずれも審判所長の意見が審査請求人の主張を認容し、かつ国税庁長官がその意見を相当と認めたため、国税審議会に諮問をすることはありませんでした。

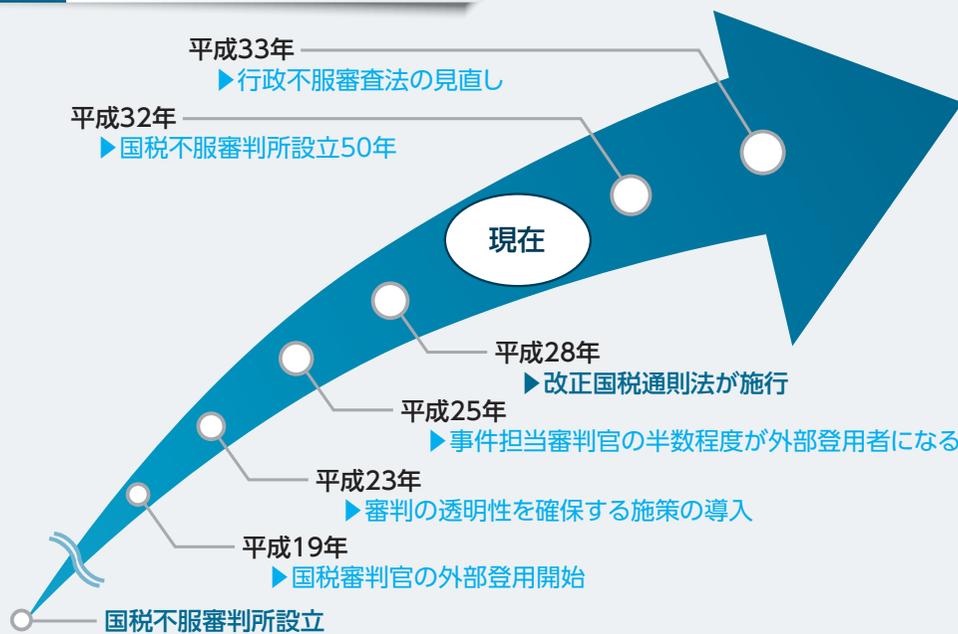
したがって国税審議会が具体的な案件で開催されたことはこれまでございません。

なお、国税通則法99条は、平成26年度の法制改正の際に、一部の文言が修正されています。改正前は国税庁長官に意見を申し出るあるいは国税審議会の議決に基づいて国税庁長官の指示を受けて裁決をするという文言となっており、審判所の独立性が不明確になっていたところもありました。改正によって審判所の独立性がより明確になったと評価されています。

審判の透明性を高める 数々の取組み

審判所が発足して以降の変化の足取りを、「国税不服審判所を取り巻く動向」として、図表4(次頁)に示しています。

審判所では、「審判の透明性の確保」を図るための取組みを行っています。審判所の手続は非公開かつ書面主義で進められますので、進行状況が分からないという批判もありました。そこで平成23年4月、審判所は審査請求に関する具体的な情報を分かりやすく適切に提供することによって審判の透明性を高め、より国民の理解しやすい審判を実現し、審判所



への信頼の確保を図ることを目的として、次の3つの施策を実施しました。

1つ目は「審理の状況・予定表の交付」です。これは、担当審判官が審査請求人と連絡又は面談の後、審理の状況に応じて適時に審査請求の進行状況等をお知らせするために行うものです。答弁書等の書類の提出状況やその時点での争点、調査・審理の状況、今後の予定等が記載されています。

2つ目は「争点の確認表の交付」です。これは、担当審判官が当事者双方の主張を的確に把握し整理できているか否か、又は当事者双方が争点を共通して認識しているかを確認するために当事者双方に送付するもので、この争点の確認表には、争点、争点に対する当事者双方の主張等が整理して記載されています。

3つ目は「同席主張説明の実施」です。これは、担当審判官が当事者双方同席の場でそれぞれの主張について説明を受けて争点を明確にすることによって、審判所、審査請求人、原処分庁の三者間で事件に関する理解を共通にして、円滑な審理に役立てることを目的とし

て行うものです。実施の対象となる審査請求は、複雑困難な事件で、書面を読むだけでは当事者の主張の理解が容易でない場合や、争点が多数あって、争点相互間の関係を整理する必要がある事件等になります。

これらのほかにも、手続を理解していただくために、審査請求書の提出時に各種リーフレットや「審査請求よくある質問-Q&A」を審査請求人に渡して説明を行うこと、あるいは審査請求の担当者が決定した後、担当者連絡表を審査請求人に送付し、初回の請求人面談等を行う際に担当者を紹介する等といった取組みも行っています。これらは平成23年4月に審判の透明性を高めることを目的に始められ、今ではすっかり定着しています。

審査請求よくある質問

-Q&A-

(審査請求をより詳しく知りたい方へ)

この小冊子は、審査請求をご理解いただくためのものです。審査請求書の提出から徴収課金の送付までの審査請求手続を図示したり、フリップ「国税不服審判所における審査請求手続（一般的な審理の流れ）」と併せてご利用ください。



国税不服審判所
National Tax Tribunal

II 行政不服審査制度の抜本改正

利便性・公正性向上のために 平成28年に国税通則法改正

続いて行政不服審査制度の抜本改正について説明します。行政不服審査の一般法である行政不服審査法は昭和37年に制定された後、50年間大きな改正がされてきませんでした。その間、国民の権利意識の変化あるいは行政手続法の制定、行政事件訴訟法の改正など、行政不服審査制度を取り巻く環境は大きく変化しました。

そうしたことを受けて、行政不服審査制度の抜本的な見直しが行われ、平成26年6月に改正行政不服審査法が成立しました。改正は「使いやすさの向上（利便性の向上）」と、「公正性の向上（審理の見える化）」の2つの観点から行われ、平成28年4月1日から施行されており、同様の観点から国税通則法も改正がされています。

「使いやすさの向上（利便性の向上）」の観点」の改正のポイントは、次の4つです。

①不服申立前置の見直し
全ての処分について直接審査請求が可能になりました。

②不服申立期間の延長
従前は二か月以内とされていたものが三か月以内に延長されました。

③標準審理期間の設定
一年と定めています。

④審理手続の計画的進行の導入
審理関係人（審査請求人、参加人及び原処分庁）と担当審判官は簡易迅速かつ公正な審理の実現のために、審理において相互に協力するとともに審理手続の計画的な進行を図らなければならないとされました。

これら4点のうち前の2点について、さらに詳しく説明します。

まず不服申立前置の見直しについて、改正前は原則として異議決定を受けてから審査請求を行うというように、2段階の不服申立てが必要とされていました。これが改正後は審査請求を直ちにすることがあるいは原処分をした税務署長等に対して再調査の請求をするかを選択できることになりました。

とになりました。

2点目の不服申立期間の延長について、改正前は不服申立期間は二か月以内でしたが、一か月延長され三か月以内となりました。また従前はこの不服申立期間の例外について、天災、その他やむを得ない理由があるときには期間経過後でも不服申立てができるとされていましたが、改正後はその理由として「正当な理由があるとき」と改められました。

続いて「公正性の向上（審理の見える化）」の観点」の改正のポイントは2つあります。1つ目は「証拠物件の閲覧対象の拡大・謄写の導入」です。改正前は、原処分庁が任意に提出した物件に限って審査請求人及び参加人による閲覧請求のみが可能でしたが、審理関係人は、審理関係人が任意で提出した物件のほかに、担当審判官が職権で収集した物件についても閲覧及び謄写を請求することができるようになりました。

2つ目は「審査請求人の原処分庁に対する発問権の創設」です。口頭意見陳述の制度は改正前からあり、審査請求人が審判官の前で口頭で意見を述べることのみが可能でしたが、改正により、口頭意見陳述の申立てをした審査請求人又は参



加人は、口頭意見陳述の場において、担当審判官の許可を得て原処分庁に質問することができるようになりました。

審判所では、これらの改正点を含めた不服申立制度の定着を図るために広報を行っており、パンフレットやリーフレット等は全国の支部に備え置いています。審判所のホームページにもこれらのパンフレット等を掲載しています。また『WebTAX-TV 納税者の権利救済』という広報用動画を作成し、国税庁

ホームページに掲載しています。

審査請求の状況

e-Taxで審査請求書等が提出可能

審査請求の状況についてご説明します。審査請求の発生状況は、平成25年度、26年度と減少傾向にありましたが、27年度に若干増加に転じ、28年度はさらに増加しています(図表5)。

さらに平成27年度と28年度については、直接審査請求されたもの、あるいは異議申立て(再調査の請求)を経て審査請求されたものの内訳を記載しています(図表6)。審査請求の発生状況を見ると、平成27年度と28年度で直審と二審の関係が逆転していることが伺えます。

法人税等を見てもみますと、大半の法人が青色申告をしていますので、改正前から直接審査請求をすることも可能でした。ただ実際には、直接審査請求をする数としては4分の1を少し超える程度だったものが、改正後(28年度)においては、4分3程度ものがされるようになってきました。審査請求全体あるいは法人税等を見ても、直接審査請求ができるようになったことから、不服申立てが従前より

も多くされるような状況になってきたと言えるのではないかと思います。

次にe-Taxによる審査請求手続ですが、審査請求書、審査請求に関する申請書及び届出書等もe-Taxで提出することが可能ですのでご利用ください。

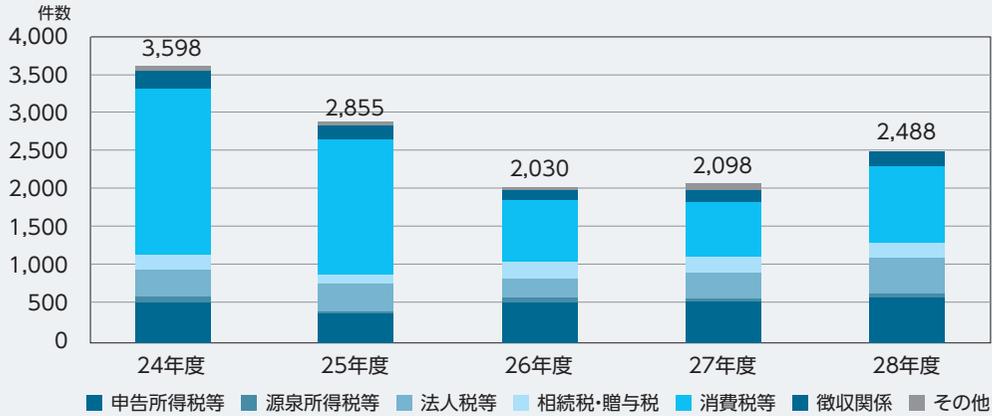
また審査請求書等には、法人番号あるいは個人番号について記載する必要があります。審判所は、番号の記載がないまま書類が提出されたからといって書類を受理しないことはありませんが、後日、番号の記載をお願いすることになりますので、必要な番号の記載を忘れないようにしていただきたいと思えます。

続いて、裁決事例の公表についてお話しします。昭和43年の税制調査会の答申において、「国税不服審判所の裁決結果は原則として非公開とするが、先例となるような裁決その他国税不服審判所長が必要と認める裁決については、公開することを考慮する」とされました。

これを受けて、審判所においては先例性のある裁決やいわゆる取消裁決については原則として公表しています。これは、納税者が申告・納税や不服申立てを行う上で参考とすることができ、また、その後の税務行政の適正な運営の確保にも資

図表 5 審査請求の概要

発生状況



図表 6 審査請求の発生状況

| 区分 | 課税関係 | | | | | | 徴収関係 | 合計 | |
|------|-------------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------------|------------------------|-------------------------------|
| | 申告 所得税等 | 源泉 所得税等 | 法人税等 | 相続税 贈与税 | 消費税等 | その他 | | | |
| 27年度 | 内直審118 内二審396 514 | 内直審0 内二審36 36 | 内直審90 内二審244 334 | 内直審5 内二審175 180 | 内直審82 内二審639 721 | 内直審10 内二審107 117 | 内直審305 内二審1,597 1,902 | 内直審63 内二審133 196 | 内直審368 内二審1,730 2,098 |
| 28年度 | 内直審239 内二審319 558 | 内直審45 内二審27 72 | 内直審376 内二審128 504 | 内直審58 内二審114 172 | 内直審599 内二審338 937 | 内直審8 内二審2 10 | 内直審1,325 内二審928 2,253 | 内直審148 内二審87 235 | 内直審1,473 内二審1,015 2,488 |
| 前年度比 | 202.5 80.6 108.6 | 皆増 75.0 200.0 | 417.8 52.5 150.9 | 1,160.0 65.1 95.6 | 730.5 52.9 130.0 | 80.0 1.9 8.5 | 434.4 58.1 118.5 | 234.9 65.4 119.9 | 400.3 58.7 118.6 |

することから行っているものです。審判所ホームページには公表裁決事例という

コーナーを設け、年4回のペースで掲載していただきますので是非ご覧ください。

納税者の権利利益救済のために
税理士の理解・協力が不可欠

前述したように、審判所では平成19年から民間専門家を国税審判官として採用しています。現在、全国の審判所で事件を担当する審判官は約100名おりますが、そのうち50名が民間専門家です。

平成29年7月10日時点で在職されている民間専門家の内訳は、弁護士が26名、税理士が14名、公認会計士が10名となります。なお、今年7月に採用された15名の内訳は、弁護士8名、税理士4名、公認会計士3名です。

民間専門家から登用された審判官は、大変やりがいのある仕事であり、審判官になって良かったと、述べられています。審判所ホームページには、民間専門家から登用された現職の審判官のメッセージを掲載していますので、是非ご覧ください。

最後になりますが、国税不服審判所が納税者の権利利益を救済する機関として役割をしっかりと果たしていくためには、納税者の代理人となる税理士の方のご理解、ご協力が不可欠となります。本日のお話が皆さまの参考になれば幸いです。

(構成 / TKC出版 清水公一朗)